

正誤

令和七年三月三十一日付け奈良県公報号外第五十八号正誤表

題名		ページ	行	誤	正
奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則		一	十二	「副主任	「及び副主任
奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正		一	十八	合議」を	回議」を
奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正		一	十八	回議」に	合議」に